

# こぶし会会則

## 第1条（名称）

本会の名称を「こぶし会」と称する。

## 第2条（所在地）

本会の本部を「東京都※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※井方」におく。

## 第3条（目的）

本会は山の愛好者が集い自然と親しみながら、登山をすることを目的とする。

## 第4条（事業）

本会の事業年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わるものとし、また前条の目的達成のために次の事業を行う。

- ①毎月1回以上の月例山行を行う。
- ②随時、集会を開催し、役員会での審議事項の報告、月例山行の報告、山行パーティの編成、山行計画の発表、研究会、講習会、展示会、映写会などを実施し、山行時における安全対策の啓蒙を行う。
- ③会報「KOBUSHI」を定期的に発行する。
- ④本会のホームページを運営する。
- ⑤会章を配布する。
- ⑥会員証を配布する。
- ⑦会旗を定める。
- ⑧その他、本会の目的達成のために必要な行事。

## 第5条（会員）

本会の目的に賛同し、入会申込書を提出し、入会した者を会員とする。

なお、会員は本会の目的以外の行為（政治、宗教、営業などの活動行為）を行ってはならない。

## 第6条（役員・役員会）

- ①役員会は本会の運営をつかさどる。
- ②本会は会員の中より若干名を役員とし、役員会を構成する。
- ③役員は役員会において選出する。
- ④役員任期は総会から翌年の総会までとする。なお、再任は

妨げない。

- ⑤ 本会の会長の選出は役員による互選とする。
- ⑥ 役員会は必要に応じて会長が招集する。
- ⑦ 役員会は役員の出席をもって成立し、議決は役員の過半数の同意によって決定する。

## 第7条（山行リーダー）

- ① 本会は山行リーダーをおき所属はリーダー会とする。
- ② 山行リーダーは役員会において選出する。
- ③ リーダー会は必要に応じて会長が招集する。

## 第8条（組織・会務）

本会の組織及び会務は次のとおりし、本会の新企画、新施策は各担当が検討立案し、役員会の承認を得るものとする。

- ① 担当は役員会において選出する。
- ② 担当の任期は総会から翌年の総会までとする。なお、再任は妨げない。

会 長：会務を掌理する。ただし、会長が会務を遂行できない場合は会員の中から会長代行を選出する。

総務担当：集会、総会、役員会、リーダー会の運営並びに山岳保険に関する事。会計担当：会計に関する事。

広報担当：ホームページの運営、会報、広告、会員の入退会などに関する事。

監査担当：会務の監査に関する事。

行事担当：行事に関する事。

リーダー会：山行に関する事。

## 第9条（総会）

- ① 本会は毎年1回、総会を開催する。ただし、役員会で必要と認めたときは臨時の総会を開催することができる。
- ② 本会の総会は会長が招集する。
- ③ 本会の総会は会員の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意によって決定する。
- ④ 総会では次の事項について報告、審議、議決、承認を行う。
  - ア 選出された会長の就任報告。
  - イ 会則の改正。
  - ウ 次年度の役員、担当の承認。
  - エ 次年度の事業の承認。

オ 会計報告、会計監査報告、予算報告。  
カ 表彰。  
キ その他。

#### 第10条（会計）

- ①本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わるものとする。
- ②会計は会費、寄付、その他の収入をもって充てる。  
なお、一旦納入された会費は払戻をしない。

#### 第11条（会費）

- ①会費は年5000円とし毎年12月末までに前納する。なお、会員同士が配偶者、子（人数に制限はなし）である場合は、任意の会員の年会費を3000円とする。
- ②新入会員は入会月から12月までの月数に月額400円（会員同士が配偶者、子（人数に制限はなし）である場合は、任意の会員は250円）を乗じた金額を前納する。
- ③新入会員は、翌年度の会費の半額を免除される。ただし、再入会の場合は適用しない。
- ④①と③が重複する場合は安価である③のみを適用する。

#### 第12条（慶弔）

- ①会員が本会の活動中（山行、集会、総会、役員会、リーダー会など）及びその往復中に傷病した場合は、見舞金5000円を支給する。
- ②会員が死亡した場合は、香典10000円を支給する。
- ③見舞い等における旅費支払は、公共交通機関の最も経済的な金額とする。④①～③について、会員及びその他からの連絡により適用する。

#### 第13条（山行連絡費）

山行連絡費として、日帰り山行の場合は1000円、宿泊山行の場合は1500円を担当リーダーに支給する。

#### 第14条（表彰）

本会は表彰制度を設け、毎年度、別途定めるこぶし会表彰規定に基づき役員会において選考し該当する会員を総会などにおいて表彰する。

#### 第15条（退会）

次の事項に該当する場合は、退会とする。

- ①会員の申し出による退会。
- ②会員が死亡したとき。
- ③会員が会費を納付期限より1箇月滞納したとき。
- ④会員の行為が本会の運営に支障をきたした場合は、役員会の議決により退会させることができる。

なお、役員会において承認された場合は再入会を認める。

#### 第16条（安全対策）

- ①会員は山行中に遭難、事故などを起こさぬよう万全の処置を講ずること。
- ②会員が山行中に遭難、事故などを起こした場合は、本会は救援活動を行うこと。
- ③会員の自己責任による山行中の遭難、事故などを起こした場合は、救援費用は会員の負担とする。
- ④会員は山行レベルに適應した山岳保険又はハイキング保険に加入することを義務とする。
- ⑤会員は安全対策に必要な事項を記載した会員名簿（原簿）を提出することを義務とする。
- ⑥会員の自己責任以外による山行中の遭難、事故などの場合に、必要と認められた場合は特別会計から経費を支払うことができる。

#### 第17条（ゲスト）

部外者をゲストとして山行に参加させることができる。ただし2回までとする。

#### 第18条（会則の改正）

会則の改正は総会の議決による。ただし、役員会の承認を得た場合は総会まで期間は、暫定的に執行できるものとする。

#### 附則

この会則は、昭和46年8月15日から施行する。

（省略）

この会則の改正は、平成27年2月1日から施行する。

# こぶし会表彰規定

## 第1条（目的）

この規定は、こぶし会会則第14条の規定に基づき、表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2条（表彰の種類）

表彰は次のとおりとする。

- ①こぶし会賞
- ②山行達成賞
- ③集会賞
- ④リーダー功労賞
- ⑤特別功労賞

## 第3条（表彰の選考基準）

表彰の選考基準は次のとおりとする。

### ①こぶし会賞

年間の参加ポイント（年度で山行と集会への参加回数の合計）が最高となった会員に授与する。

なお、連続授与は妨げない。

### ②山行達成賞

本会入会後の通算山行参加回数が年度中に100回に達した会員に授与する。その後100回毎（200回、300回――）に対象となり上限は定めない。なお、再入会の場合は初入会からの通算山行参加回数を適用する。

### ③集会賞

2013年度（42期）以降の通算集会参加回数が年度中に20回に達した会員に授与する。その後20回毎（40回、60回――）に対象となり上限は定めない。

ただし、役員、リーダーは通算集会参加回数を算定されるが在任中は当該表彰の対象者とならない。

### ④リーダー功労賞

本会入会後、リーダー担当として山行企画が年度中に30回に達した会員に授与する。その後30回毎（60回、90回――）に

対象となり上限は定めない。

⑤特別功労賞

本会に特に貢献があったと認められる会員に授与する。  
なお、該当者がいない場合はこの限りではない。

第4条（被表彰者の員数）

被表彰者の員数は制限はない。

第5条（表彰）

表彰には表彰状を授与する。

第6条（副賞）

表彰には副賞を付与する。ただし表彰が複数となった場合は副賞は一点のみとする場合がある。

第7条（経費）

表彰に要した経費は会計から支出する。

第8条（実施）

表彰は2013年度（42期）から適用する。

第9条（規定の改正）

規定の改正は総会の議決による。ただし、役員会の承認を得た場合は総会まで期間は、暫定的に執行できるものとする。

附則

この規定は、平成26年1月26日から施行する。

（省略）

この規定の改正は、平成27年2月1日から施行する。